



PSE Newsletter

今年も残り僅かとなり、慌ただしい日々を過ごされている方も多いかと思いますが、体調管理をしっかりとして元気に新年を迎えたいですね。

今回は『**株式会社の役員登記**』について情報提供させていただければと思います。

忙しいとつい忘れがちなことですが、忘れてしまうと…意外と大変！であることを知っておいていただければと思います。

法人を設立する時に『**定款**』という、会社を運営するための基本的なルールを定めたものを作成したかと思います。その中で、『**役員の任期**』を**最長10年以内**の間で定めることとなっています。そして、役員が任期を満了したら、株主総会にてあらためて改選し、**登記をする**必要があります。

※合同会社では、役員の任期の定めはありません。

こういった手続きは『会社法』という法律によって定められていて、今回のポイントとしては^{!!!}**三つ**とりあげたいと思います。

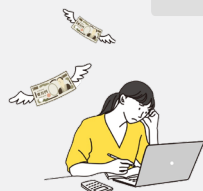
- ① (会社法第915条1項)
会社の登記事項に変更が生じた場合、**2週間以内**に変更登記を申請しなければならない。
- ② (会社法第976条)
当該期間内の登記申請を怠った場合は、**100万円以下**の過料(罰金)に処する。

いかがでしょうか。どのような基準で金額が決まるのかは明かされていませんが、実際にあった事例をご紹介します。

《ケース1》

役員任期2年と定めていたが、2年経過した時に登記を忘れていて、1年遅れの3年目で登記をした。

↓
過料**3万円**を課された。



過料の制裁の通知は、法務局から裁判所を経由して送られるため、一定期間(数ヶ月程度)経過後に通知が届きます。

《ケース2》

役員任期10年と定めていたが、10年経過後もすっかり忘れていて、その3年後に突然裁判所から通知が届いた。

↓
過料**9万円**を課された。



登記期限が過ぎれば過ぎる分だけ科せられる過料が高額になるような運用がされているようです。

このように実際に過料が科されたケースは他にもたくさんあります。そして、もっと大変なこともあります。たいていの場合は、上記のように裁判所から通知を受け、過料支払い後に登記をすればよいのですが、最後に登記をしたときから12年が経過してしまうと、法務局の職権で、みなし解散といって、会社がなくなってしまうことです。

こういった事態を避けるためにも、自社の定款をもう一度見直し、役員の任期を確認するようにしましょう。